

1 啓発・広報

(1) 現状と課題

本計画の基本理念であるノーマライゼーションの理念を実現するうえでは、行政による支援はもちろんのこと、障がいのある人が日常生活を営むそれぞれの地域をはじめ、社会全体の理解が不可欠であり、ボランティアによる活動が重要な役割を担ってきています。

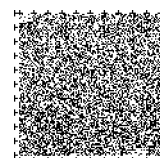
障がいのある人を対象としたボランティア活動の推進は、障がいのある人にとって単に日常生活の必要が充足されるということだけにとどまらず、心の交流による精神的な豊かさをもたらすものとして極めて有意義なものです。

また、障がいのある人の問題に対する理解や認識を深めるためにも、市民が各種のボランティア活動に積極的に参加することは重要であり、さらに、実態調査では、障がいのある人の約半数が、何らかのボランティア活動に参加したいと回答していることから、今後は、社会参加の一環として障がいのある人自身がボランティア活動に参加し、社会に貢献していくことも必要とされます。

本市では、豊かでゆとりと生きがいのある地域社会を築いていくため、平成14年7月に「函館市福祉のまちづくり条例」を制定するとともに、平成16年5月に「函館市地域福祉計画」を策定し、福祉のまちづくりを推進しているところですが、障がいのある人が社会生活を送るうえでのハード・ソフト両面における様々なバリアを取り除き、障がいの有無に関わらず、共に暮らす地域社会づくりが求められています。

(2) 基本的な考え方

障がいの有無に関わらず、互いの個性を尊重し、支え合うノーマライゼーションの理念の普及や、障がいについての正しい理解の促進、市民全体の地域福祉活動の推進を図るため、各種広報手段を活用し、啓発・広報活動の充実に努めます。



(3) 施策の推進方向と主要施策

ア ノーマライゼーション理念の啓発

《主要施策》

(7) 啓発活動の推進

障がいの有無に関わらず、市民一人ひとりが互いを尊重し、共に支え合う社会づくりを進めるために、障がいに対する正しい理解が図られるよう啓発・広報活動の推進に努め、市民の協力による社会参加を促進します。

「障害者週間」の周知を図るとともに、障がい者団体やボランティア団体などとの連携を図りながら、各種の行事を通じて、障がいや障がいのある人の理解・啓発に努めます。

「函館市福祉のまちづくり条例」の趣旨に沿ったまちづくりを進め、ノーマライゼーションの理念に基づいた地域社会づくりの推進に努めます。

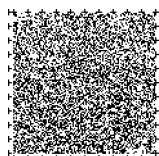
障がいのある人に市政に関する情報を的確に提供するため、広報活動を充実します。

イ 心のバリアフリーの促進

《主要施策》

(7) 福祉教育の推進

障がいのある人に対する正しい理解を深め、思いやりの心を育むため、福祉教育を推進するとともに、保育所、小中学校等における交流教育の実施、ボランティア活動への体験参加などの機会の拡大を図り、ノーマライゼーションの理念の普及に努めます。



差別や偏見などの「心のバリア」を取り除き、思いやりの心を醸成するため、福祉教育の一環として、「福祉副読本」の活用を促進し、福祉のまちづくり等に関する理解を深めます。

ウ ボランティア活動の促進

《主要施策》

(7) ボランティア活動の促進

地域住民が積極的に各種ボランティア活動に参加できるよう、社会福祉協議会やボランティア団体、学校などと連携し、活動への参加意識の啓発やボランティアの育成を推進するとともに、ボランティア団体等への支援を行い、各種ボランティア活動の質・量の充実に向けた取組みを推進します。

エ 交流の促進

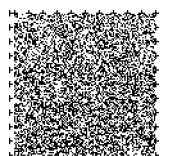
《主要施策》

(7) 地域交流の促進

障がいのある人を受け入れ、共に暮らすコミュニティを形成するために、地域住民等に対し、広報紙やマスメディアの協力により、社会福祉施設や社会福祉協議会、障がい者関係団体などが行う各種行事やボランティア活動への参加を呼びかけ、地域における住民との交流を促進します。

(4) 広域交流の促進

障がいのある人が抱えている諸問題などについての理解を深めるため、全道、全国の障がいのある人との交流を促進します。



(7) 国際交流の促進

障がいのある人の国際化への関心と理解を深めるため、姉妹都市等との情報交換などによる交流の促進を図ります。

